

第3回熊本スーパーハイスクール（KSH）全体発表会
～県立高校学びの祭典～会場設営等業務仕様書

1 委託業務名

第3回熊本スーパーハイスクール（KSH）全体発表会「県立高校学びの祭典」会場設営等業務

2 目的

熊本県下全ての県立学校で、探究活動に取り組む生徒が一堂に会し、それぞれが取り組んだ探究活動の成果を発表する「県立高校学びの祭典」において、会場設営には多くの人材と備品を要するとともに、レイアウトや掲示物の作成には専門的な知識・技術を要することから、会場設営等業務を委託する。

3 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）1月31日（金）まで

4 業務内容

(1) 「県立高校学びの祭典」会場手配、効果的なレイアウトや掲示物の作成、備品等の準備、設営及び撤去等

- ① 会場、控室等の手配
- ② テーブル、イス、ステージ、パネル、音響、電源等の必要備品の準備
- ③ 観覧者の偏りを防ぐような、効果的な会場レイアウトの作成
- ④ 会場のサイン、アーチ、会場案内等の準備
- ⑤ 前日の設営
- ⑥ 当日の管理、撤去作業（ごみの廃棄等を含む）
- ⑦ 飲食スペース設置に伴う保健所への申請等
- ⑧ その他、会場の準備や撤去で必要なこと

【特記事項】

※当日の運営は業務には含まれません。

※備品等の準備、会場レイアウトについては、参加校が決定後、県と十分協議すること。

※その他、本仕様書に定めがないものについては、別途、県と協議の上決定する。

【参考】

○開催時期：令和6年（2024年）12月21日（土）

○開催形式：ホールにて集合形式

○場 所：グランメッセ熊本 BCD ゾーン（予定）

○参加見込：約2,000人

○借用施設、備品及び数量（参考）：【別紙2】のとおり

○発表内容：下表のとおり（10月中旬ごろに正式決定予定。昨年度の会場レイアウトは【別紙3】参照。）

	項目	内容
1	探究活動に関するポスター発表	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の探究活動に関するポスター発表。 最大300件程度を想定。申込多数の場合は調整する可能性有り。 幅90cm、高さ210cmのボード1枚。A0サイズポスター1枚等を貼る。
2	探究活動に関するステージ発表（口頭発表）	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の探究活動に関する口頭発表。発表10分以内、質疑応答有り。 各校1件の申し込み可。最大8件程度の発表を想定。 申込多数の場合は、調整する可能性有り。
3	学校取組紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の取組紹介 幅90cm、高さ210cmのボードを横3枚並べたものと、長机1台を1区画とし、各校基本的に1区画（横3m、縦2m）とする。 複数区画を希望する学校及び電源が必要な学校は申し出る。
4	その他	<ul style="list-style-type: none"> 項目1～3以外の展示、販売等ができる以下の取組。会場のスペース等を調整の上、受け入れの可否を検討。 ・小中学生が体験できる実習等 ・特色ある教材等の展示や販売（エコ電カー、鉄道模型、農業加工品等） ・企業と共同開発した商品の物販。 ・企業と共同開発した飲食メニュー等を販売するキッチンカー等。

(2) 業務体制

業務の遂行に当たっては、類似業務の実績を持つものを含めた複数人で構成された体制を整備し、県と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面又はWeb会議形式にて行うこと。

(3) 業務スケジュール (予定)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
県				・参加校とりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・参加校へのイメージ共有 ・参加校、委託業者との調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・当日の運営 	・精算
委託業者	<ul style="list-style-type: none"> ・契約 ・今後について協議 	・グランメッセ熊本予約		<ul style="list-style-type: none"> ・会場レイアウト作成 ・必要に応じて県と協議 			<ul style="list-style-type: none"> ・12/21 イベント等 ・前日の会場準備 ・当日の撤去作業 	・実績報告、請求書の提出

5 実績報告

業務完了後、業務完了報告書（紙媒体1部）及び収支精算書を令和7年（2025年）1月31日（金）までに提出すること。

6 精算

業務完了後、業務の精算額が委託料を下回ったときは、その精算額をもって、委託料とする。

7 その他

- (1) 当業務委託契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じた全ての著作権は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は、当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないこととする。
- (2) 本業務の実施に当たって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、受託者がその賠償の責任を負うものとする。
- (3) 他者の所有権、著作権、肖像権をはじめとする権利を侵すものでないこと。
- (4) 本業務が終了するまでの間、その進捗状況の報告、仕様及び作業の確認、問題点の協議・解決その他本業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、必要に応じて随時打合せを実施するものとする。
- (5) 受託者はその専門的な立場から、契約金額の範囲内で積極的な提案を行うこと。
- (6) 受託者は、本仕様書の疑義、変更及び本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者に確認を行い、信義誠実の原則に従い、両者協議の上、円満に解決を図るものとする。